

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年6月11日認可した。

平成27年6月19日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上田井山南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上田井川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大角地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）正堂寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南原上地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西浦池地区